

静岡県告示第333号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和元年10月29日

静岡県知事 川勝平太

1 田貫湖鳥獣保護区（昭和54年静岡県告示第849号）

(1) 区域

富士宮市市道田貫湖周遊線と旧花鳥山脈南側の境界柵との分岐点佐折字狂入633番地の5を起点とし、同所より花鳥山脈の境界柵に沿って西方に進み、林道内野佐折線と西沢との交点に至り、同所より同林道に沿って西北に進み、同林道と旧花鳥山脈西側の境界柵との分岐点に至り、同所より同境界柵に沿って北方に進み同柵の延長の方向に更に進み田貫湖線に至り、同所より同線に沿って東に進み、猪之頭字土玉2,930番地の1にて田貫湖線と田貫湖周遊線とを結ぶ道路に沿って南下し、田貫湖周遊線に至り、同所より同線に沿って南下し、起点に至る線により囲まれた一円の地域。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

2 富士川河口鳥獣保護区（昭和54年静岡県告示第848号）

(1) 区域

市道富士市新浜三四軒屋線の延長線と富士市海岸堤防との交点を起点として、同地点から南進し海岸線に至り、同地点から同海岸線を西進し静岡市清水区蒲原の富士川堤防（外堤防）延長線との交点に至り、同地点から同堤防に向かって北進し同堤防の外堤防に至り、同地点から外堤防に沿って北進し国道1号線（新富士川橋）に至り、同地点から西進し内堤防に至り、同地点から内堤防に沿って北進し県道富士由比線（富士川橋）に至り、同地点から県道富士由比線（富士川橋）を東進し、富士市富士川堤防の内堤防に至り、同地点から内堤防に沿って南南東に進み東海旅客鉄道(株)の東海道本線に至り、同地点から富士川河川敷と私有地の境を南南東に進み富士市富士川堤防（外堤防）に至り、同地点から東進し内堤防に至り、同地点から内堤防沿いに南南東に進み国道1号線（新富士川橋）に至り、同地点から西進し外堤防に至り、同地点から外堤防沿いに504メートル南南東に進み、同地点から東進し内堤防に至り、同地点から内堤防沿いに南南東に進み、富士市海岸堤防の内堤防に至り、同地点から同堤防沿いに東進し起点に至る一円の区域。なお、区域表現中の内堤防とは堤防の人家側を、外堤防とは河川側を示す。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

3 南アルプス鳥獣保護区（昭和54年静岡県告示第848号）

(1) 区域

二軒小屋地内東京電力取水ダムえん堤を起点とし、二軒小屋から千枚岳に至る登山道に入り途中マンノ一沢の頭を通過し千枚岳（標高2,879メートル）を経て、東岳、荒川岳を西進し前岳に到達し、これ

より長野県境線に沿って北西に進み井戸沢ノ頭（標高2,553メートル）に至り、これより県境線に沿って北上し、板屋岳、大日影山、小河内岳を経て塩見岳、北荒川岳、安倍荒倉岳を通過し三峰岳（長野県、静岡県、山梨県）の交点に至り、これを東進し山梨県と静岡県の県境に沿って間ノ岳に至り、県境線に沿って南進し農鳥岳を経て広河内岳を通過し、大籠岳、笹山、白剥山を経て林班952の南境線に至る。同南境線に沿って二軒小屋地内東京電力取水ダムえん堤（起点）に至る一円の地域。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 佐倉鳥獣保護区（昭和54年10月23日 静岡県告示第848号）

(1) 区域

新野川に架かる新川橋を起点とし、同地点より市道4008号線を北進し、更に同線を東進し、市道4001号線との交点に至り同地点より同線を南進し、県道相良浜岡線との交点に至り、同地点より同線を南進し、市道4-11号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、市道4451号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、市道4-10号線との交点に至り、同線を南進し雨垂中田線222号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、大兼宮内線217号線との交点に至り、同地点より同線を西進し、桜ヶ池線218号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、県道大東相良との交点に至り、同地点より同線を西進し、桜ヶ池大兼線216号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、県道相良浜岡線との交点に至り、同地点より同線を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 船明ダム湖鳥獣保護区（昭和54年10月23日 静岡県告示第848号）

(1) 区域

浜松市天竜区塩見渡橋西端から県道渡ヶ島横山線を300メートル北進した地点にある電柱（電柱番号02ヒ-681）を起点として、同線を1800メートル北進し船明ダム堰堤西端に至り、同地点からダム湖沿いに北進し伊砂橋北端に至り、同地点から県道渡ヶ島横山線を北進し横山町市場地内の同線とダム湖堤防との交点に至り、同地点から堤防沿いに東進し、北東進し、学校橋の西端に至り、同地点から同橋を東進し横山川左岸堤防との交点に至り、同地点から同川左岸堤防を南南東に進み国道152号（横山橋）との交点に至り、同地点から国道152号を南進し相津、船明隧道を経て、浜松市船明ダム運動広場の北端に至り、同地点から同国道を南進し市道天竜船明大園線との交点に至り、同地点から同線を700メートル南西に進み宇樽山地内大堀川に至り、同地点から大堀川沿いに同川河口まで西進し天竜川に至り、同地点から起点の電柱を結んだ一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

6 川名鳥獣保護区（平成元年10月27日 静岡県告示第1019号）

(1) 区域

いなさ湖東岸と都田川ダム管理道との交点（都田川ダム）を起点として、同地点から同管理道を西進し市道引佐八平線との交点に至り、同地点から同線を西進し市道引佐東久留女木川名線との交点に至

り、同地点から同線を北進し、県道渋川都田停車場線との交点に至り、同地点から同線を南進し間の沢との交点に至り、同沢を西進し、いなさ湖東岸に至り、同岸を南進し都田川ダム管理道との交点（都田川ダム）に至る一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで